

# 長野県新型コロナウイルス感染症・感染警戒レベル

令和3年6月18日

新型コロナウイルス感染症対策室

## 1 主旨

- 県は、下記の基準に基づき、新型コロナウイルス感染症対策専門家懇談会の意見を聴取しつつ、県内の感染状況を総合的に勘案し、感染警戒レベルの判断を行う。
- 県土が広い本県の特性に鑑み、圏域ごとの感染警戒レベルの引上げを基本とするが、全県で統一的な対策の実施が必要な場合は、全県でのレベルの引上げを行うことがある。

## 2 圏域の感染警戒レベルについて

### 【考え方】

- 圏域（広域圏単位）ごとのレベルの引上げは、下表1における要件1及び要件2を満たす場合に行うことを原則とするが、要件2による感染拡大リスクの総合的な判断を重視して行う。
- レベル4及びレベル5への引上げにあたっては、陽性者の発生が特定の市町村に集中している場合は、一部地域での対策強化及び市町村単位でのレベルの引上げを行うことができるものとする。
- 複数の圏域や全県の感染警戒レベルがレベル5となるなど、モニタリング指標の多くが国のステージⅢの指標に該当している場合、まん延防止等重点措置の公示を政府に要請するための検討を行う。
- 政府からまん延防止等重点措置の公示がされ、知事が特定の区域に指定した市町村又は指定した市町村が属する圏域についてはレベル6とする。

【表1：圏域の感染警戒レベルの引上げ基準】

レベル	要件1 直近1週間の新規陽性者数	要件2 感染リスクの高い事例など発生例の分析による感染拡大リスクの総合的判断※1
1	—	—
2	人口10万人当たり2.0人以上 (人口10万人以下の圏域においては陽性者4人以上)	①濃厚接触者が不特定の事例、②集団発生、③多数の感染経路が不明の事例などのリスクの高い事例が発生しており、さらに上位のレベルに向けて感染が増加していくおそれがあると認められる
3	人口10万人当たり5.0人以上 (人口10万人以下の圏域においては陽性者8人以上)	
4	人口10万人当たり10.0人以上 (人口10万人以下の圏域においては陽性者16人以上)	
5	人口10万人当たり概ね20.0人以上※2 (人口10万人以下の圏域においては陽性者概ね32人以上)	レベル4の状況に加え、さらに感染が拡大すれば全県の医療提供体制に大きな影響を及ぼすおそれがあると認められる
6	(まん延防止等重点措置が公示され、特定区域となった場合)	

※1 濃厚接触者が不特定の事例又は集団発生には、これに準ずると認められる事例を含めることができるものとする。

(例)・濃厚接触者は特定できたが、数十名に達するなど多数に及んでいる場合

・店舗・施設等での関係者のうち陽性者が5名以上いるものの、感染場所の特定ができていない場合 等

※2 人口10万人当たり20.0人(陽性者32人)を目安とするが、医療提供体制に対する支障がどの程度生じているかを勘案して、この基準に捉われず必要な時期にレベルの引上げを行う。

### 3 全県の感染警戒レベルについて

#### 【考え方】

- 全県のレベルの引上げを行う場合は、下表2における要件1から要件3までをいずれも満たす場合に行うことを原則とする。
- 要件2については、下表3に記載の入院者／確保病床数の割合、入院率、重症者／確保病床数の割合、人口10万人当たりの療養者数、PCR検査陽性率、直近1週間の感染経路不明者の割合を常にモニタリングし、2週連続で上昇するなど悪化傾向にあるかどうかを確認する。
- 国による当県を対象とした緊急事態宣言が発出された場合は、レベル6とする。(国の示す感染状況のステージⅣに相当)

【表2：全県の感染警戒レベルの引上げ基準】

レベル	要件1 直近1週間の新規陽性者数	要件2 モニタリング指標の状況	要件3 全県で統一的な対策を行う必要性
1	—	—	—
2	人口10万人当たり 1.0人以上	2週連続で上昇するなど悪化	多くの圏域でレベル2以上となっており、全県で統一的にレベル2相当の対策が必要であると認められる
3	人口10万人当たり 2.5人以上	同上	多くの圏域でレベル3以上となっており、全県で統一的にレベル3相当の対策が必要であると認められる
4	人口10万人当たり 5.0人以上	同上	多くの圏域でレベル4以上となっており、全県で統一的にレベル4相当の対策が必要であると認められる
5	人口10万人当たり 概ね10.0人以上	2週連続で上昇するなど悪化し、かつ多くの指標が国のステージⅢの指標に該当	多くの圏域でレベル5以上となっており、全県で統一的にレベル5相当の対策が必要であると認められる
6	(緊急事態宣言)		

【表3：モニタリングしていく指標】

モニタリング していく指標	国のステージの 区分・指標 上段：ステージⅢ 下段：ステージⅣ
入院者数／確保病床数の割合 (確保病床に入院している者の数を確保病床数で除して得た割合)	確保病床の20%以上
	確保病床の50%以上
入院率 (入院者数／療養者数)	40%以下
	25%以下
重症者数／確保病床数の割合 (確保病床に入院している重症者の数を確保病床数で除して得た割合)	確保病床の20%以上
	確保病床の50%以上
人口10万人当たりの療養者数	20人以上
	30人以上
PCR検査陽性率 (陽性判明数の移動平均(過去7日間) / (陽性判明数+陰性判明数)の移動平均(過去7日間))	5%以上
	10%以上
直近1週間の感染経路不明者の割合	50%以上
	50%以上

#### 4 感染警戒レベルの引下げについて

##### (1) 圏域の感染警戒レベル

①レベルを上げた日から起算して14日間以上経過し、②直近1週間の新規陽性者数が基準を下回っており、かつ③当面感染が再拡大していくリスクが低いと認められる場合はレベルを引き下げるものとする。

また、レベル6については、まん延防止等重点措置の期間が終了した場合にレベルを引き下げるものとする。

##### (2) 全県の感染警戒レベル

①レベルを上げた日から起算して14日間以上経過し、②直近1週間の新規陽性者数が基準を下回っており、③その他のモニタリング指標についても概ね改善傾向にあり、かつ④当面感染が再拡大していくリスクが低いと認められる場合はレベルを引き下げるものとする。なお、レベル4及び3への引下げは、レベルを上げた日から起算して14日間以上経過し、全県の引き上げたレベルと比較し、多くの圏域で新規陽性者数が圏域の基準において当該レベルを下回っており、全県で統一的な当該レベル相当の対策が必要でないと思われる場合には、②を満たしていない場合であっても引下げを行うことができるものとする。

また、レベル6については、緊急事態宣言の期間が終了した場合にレベルを引き下げるものとする。

5 感染警戒レベルに応じた状態や対応策の目安

レベル	アラート	状態	対応策
1	—	陽性者の発生が落ち着いている状態	「新しい生活様式」の定着の促進
2	注意報	感染が確認されており、注意が必要な状態	市町村と連携して「注意報」を発出し、住民に感染リスクが高まっていることを認識していただき、より慎重な行動を要請
3	警報	感染拡大に警戒が必要な状態	市町村と連携して「警報」を発出し、ガイドラインの遵守の徹底の要請や有症状者に対する検査等の対策を強力に推進
4	特別警報Ⅰ	感染が拡大しつつあり、特に警戒が必要な状態	ガイドラインを遵守していない施設等への訪問の自粛の要請等を検討
5	特別警報Ⅱ	感染が顕著に拡大している状態	外出自粛や施設に対する営業時間の変更、ガイドラインを遵守していない施設に対する使用停止（休業）等の要請を検討
圏域の感染警戒レベル 6	まん延防止等重点措置公示 (特措法に基づく)	特定の区域において国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある状態 (ステージⅢ相当)	まん延防止等重点措置の実施を検討
全県の感染警戒レベル 6	緊急事態宣言 (特措法に基づく)	国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある状態 (ステージⅣ相当)	緊急事態措置の実施を検討

# 医療アラートの発出基準

令和3年6月18日  
新型コロナウイルス感染症対策室

## 1 主旨

確保病床数に対する入院者・重症者の割合や、全県の療養者数その他のモニタリング指標の状況を基準に、医療提供体制の負荷の状況に応じてアラートの発出を行う。

## 2 発出基準

- 医療アラートの発出は、下表1における要件1から要件2までをいずれも満たす場合に行うことを原則とする。
- 要件1として入院者/確保病床数の割合、重症者/確保病床数の割合※1などの病床使用率を基準とするほか、要件2は発生事例の分析による医療への負荷の拡大リスクの総合的判断を基準とする。

【表1：医療アラートの発出基準】

アラート	医療提供体制への負荷の状態	要件1 確保病床使用率の目安 ※2	要件2 発生事例の分析による医療への負荷の拡大リスクの総合的判断
—	通常体制		
医療警報	医療提供体制への負荷が拡大している状態	・入院者/確保病床数の割合=25%以上 又は ・重症者/確保病床数の割合=10%以上	さらに感染が増加し、医療への負荷が拡大していくリスクが高いと認められる
医療非常事態宣言	医療提供体制のひっ迫が懸念される状態	・入院者/確保病床数の割合=50%以上 又は ・重症者/確保病床数の割合=25%以上	病床ひっ迫により適切な医療が提供できなくなるおそれが迫っていると認められる

※1 確保病床に入院している入院者・重症者の数を確保病床数で除して得た割合とする。

※2 軽症者の割合等を含めた医療提供体制の状況を総合的に勘案して柔軟に判断を行うものとする。

- このほか、特定の圏域において多数の入院者が発生し、かつ他圏域の医療機関への入院調整等により全県の医療提供体制への負荷が生じていると認められる場合は、県民にその旨の情報発信を行い、注意喚起するものとする。

## 3 医療アラートの解除について

①アラートを発出した日から起算して14日間以上経過し、②病床使用率の目安が基準を下回っており、かつ③当面感染が再拡大していくリスクが低く医療提供体制への負荷が低減されると認められる場合はアラートを解除するものとする。なお、療養者数の減少傾向が継続し、入院者/確保病床数の割合が目安を下回っている場合にあっては、重症者/確保病床数の割合が目安を上回っている場合であっても医療提供体制の状況を総合的に勘案しアラートを解除することができるものとする。

## 4 医療アラートに応じた対応策の目安

アラート	対応策の例
医療警報	・宿泊療養施設の増設 ・必要に応じて病床拡充の要請
医療非常事態宣言	・外出自粛や施設に対する営業時間の変更、ガイドラインを遵守していない施設に対する使用停止（休業）等の要請により療養者数の減少を図る ・確保した全病床への受け入れを要請